

## 八千代市公共基準点管理保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、八千代市が管理する公共基準点の使用及び管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものという。

### (公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（第2号様式）により承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた者は、使用後には公共基準点使用報告書（第3号様式）により使用結果を報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会が、公共基準点使用に係る包括承認申請書（第4号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（第5号様式）により使用承認を受けた場合は、使用後には公共基準点使用包括報告書（第6号様式）により、当該土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、月単位で使用結果を報告するものとする。

4 公共基準点の使用に当たっては、公共基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）の承諾を得なければならない。

5 公共基準点の使用に当たっては、第2項に規定する者にあっては公共基準点使用承認書を、第3項に規定する者にあっては土地家屋調査士会員証をそれぞれ常時携行し、市職員、土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

### (工事施工の届出)

第4条 道路の工事等を施工する者（以下「工事施行者」という。）が、公共基準点の付近でその効用を害するおそれのある工事等を施工する場合は、あ

らかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第7号様式）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項に規定する公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項に規定するその効用を害するおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

- ① 挖削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- ② 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- ③ その他公共基準点の効用を害すると思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- ② 引照点図又は市長の指示する測量資料
- ③ 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び引照点図が確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施行者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- ② 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用を害した場合は、工事施行者は市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（第9号様式）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（第10号様式）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第5条 工事施工者（土地所有者等の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第11号様式）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第12号様式）によりその承認を受けなければならぬ。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- ② 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- ③ 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用を害した場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。

3 工事施工者以外の者であつて、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した者（以下「事故原因者」という。）については、前2項を適用する。  
（機能回復の施工者）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は八千代市で行う。

- ① 工事施工者等による設置工事が困難な場合
  - ② 第5条第3項の規定による土地所有者等からの公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第

36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき八千代市で行うものとする。

(設置工事)

第8条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は市長と協議の上決定するものとする。

3 工事施工者等は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者等は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（第14号様式）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者等は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、土地所有者等からの請求があった場合は市の負担とし、それ以外の場合は、原則として工事施工者等の負担とする。ただし、工事施工者等に負担させることが適当でないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の使用及び管理保全に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。